



健感発0520第2号
平成23年5月20日

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 政令市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

狂犬病予防対策について、日頃よりご尽力いただき感謝申し上げます。

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第63号）が公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。

記

1 改正の概要

平成23年12月31日までの間、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）に規定する期間内に狂犬病の予防接種を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者（以下「犬の所有者等」という。）について、その事情が消滅した後速やかにその犬に狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該規定に定める期間内に注射を受けさせたものとみなすこととしたこと。

2 施行期日

公布の日から施行する。ただし、改正後の附則第2項の規定中第11条第2項に係る

部分は、平成23年3月11日から適用する。

3 留意事項

- (1) 本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の東日本大震災を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種自体を不要とするものではないこと。
- (2) 犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。
- (3) 「やむを得ない事情」については、当該犬の所有者等の個別の事情が参酌されるべきものであるが、当該震災の被災者であっても、注射を受けさせることが明らかに可能と思われる者は本改正による特例措置の対象に含まれないことから、本則に沿った接種が行われるよう、その指導等にあたっては留意すること。